第三号様式中

「第二条第十二号の座席」を

「第二条第十二号の座席

第二条第十二号の二の座席」に、

「第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置」を

「第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置

第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置」に、

「第二条第十四号の頭部後傾抑止装置」を

「第二条第十四号の頭部後傾抑止装置

第二条第十五号の年少者用補助乗車装置」に改める。

**附　則**

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、道路運送車両の保安基準第四十九条の二の次に一条を加える規定及び第二条の規定は、平成十八年七月一日から施行する。

**○国土交通省令第二十三号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣　北側　一雄

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

**第一条**　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に、「・第四十三条」を「―第四十三条」に、「第八十五条」を「第八十五条の二」に改める。

第三条第一項中「四人」を「三人」に改め、同条第三項第一号中「関すること（）の下に「官庁施設ストック高度化推進官及び」を加える。

第九条の見出し中「及び企画官」を「並びに企画官及び公正入札監視官」に改め、同条第一項中「及び企画官」を「並びに企画官及び公正入札監視官それぞれ」に改め、同条第二項第一号中「国土技術政策総合研究所」の下に「（以下この条において「地方整備局等」という。）」を、「調査」の下に「（以下この条において「工事等」という。）」を加え、「第三十一条第一項第五号に掲げる事務に関すること」を「第三十一条第一項第六号に掲げる事務（以下この条において「港湾空港関係事務」という。）に関すること並びに公正入札監視官の所掌に属するもの」に改め、同項第二号中「関すること」の下に「（公正入札監視官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　公正入札監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公正な競争を促進するための地方整備局等の行う工事等に係る入札及び契約に関する特定事項についての事務の運営の指導及び改善に関すること（港湾空港関係事務に関することを除く。）。

二　公正な競争を促進するための公共事業の入札及び契約の改善に関する特定事項についての関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第十二条の見出し及び同条第一項中「及び営繕積算システム官」を「、営繕積算システム官及び官庁施設ストック高度化推進官」に改め、同条第二項中「整備課」の下に「及び官庁施設ストック高度化推進官」を加え、同条に次の一項を加える。

6　官庁施設ストック高度化推進官は、命を受けて、官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導に関する事務（整備課の所掌に属するものを除く。）のうち、国家機関の建築物及びその附帯施設の利用の高度化に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第十三条の見出し及び同条第一項中「建築技術調整官」の下に「、営繕技術基準対策官」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　営繕技術基準対策官は、命を受けて、官公庁施設に関する基準（官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第一項に規定する位置、規模及び構造の基準に限る。）の設定に係る企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第十六条の見出し及び同条第一項中「及び土地収用管理室」を「、土地収用管理室及び交通安全対策室」に改め、「国際建設市場調整官」の下に「、国際交通交渉官」を加え、同条第四項中「第八項及び第十項」を「第十項及び第十二項」に改め、同条中第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　国際交通交渉官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で世界貿易機関及び経済上の連携に関する事項についての交渉に関する事務をつかさどる。

第十六条第九項中「第十一項及び第十三項」を「第十三項、第十四項及び第十六項」に改め、「政策統括官」の下に「、国際交通交渉官」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8　交通安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二　国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること（技術安全課の所掌に属するものを除く。）。

三　中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。

9　交通安全対策室に、室長を置く。

第三十六条を次のように改める。

**第三十六条**　削除

第三十八条の二を第三十八条の三とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（国土政策企画官）

**第三十八条の二**　総合計画課に、国土政策企画官一人を置く。

2　国土政策企画官は、命を受けて、総合計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第一章第一節第三款中第四十一条の次に次の一条を加える。

（国際協力調整官）

**第四十一条の二**　国土計画局に、国際協力調整官一人を置く。

2　国際協力調整官は、参事官のつかさどる職務のうち国土計画局の所掌事務に係る国際協力に関するものを助ける。

第四十八条の見出し及び同条第一項中「都市総合事業推進室」を「都市開発融資推進室、都市総合事業推進室」に、「都市開発融資推進官」を「まちづくり企画調整官」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第四項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　まちづくり企画調整官は、命を受けて、都市・地域整備局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第四十八条中第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　都市開発融資推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　まちづくりに関する融資その他の金融に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

三　民間都市再生事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

3　都市開発融資推進室に、室長を置く。

第五十八条の見出し及び同条第一項中「及び訟務調整官」を「、訟務調整官及び河川利用企画調整官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　河川利用企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域内の土地の占用の許可その他の規制（水利調整室の所掌に属するものを除く。）に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立て及び干拓に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

第六十二条の見出し中「及び総括災害査定官」を「、総括災害査定官、水防企画官及び水防事務調整官」に改め、同条第一項中「及び総括災害査定官」を「並びに総括災害査定官、水防企画官及び水防事務調整官それぞれ」に改め、同